

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【177】

2. 日時：令和4年5月19日 10時10分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他9名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の岩崎です。それでは本日もですね島根 2 号機の設工認のヒアリングを開始したいと思います。早速ですけれども中国電力から説明の方よろしくをお願いします。
0:00:16	中国電力ニシサコです。冒頭本日の進め方について、ご確認をさせていただければと思います。
0:00:23	本日、大きく二つテーマがあると認識をしております。一つが、放射線管理施設、屋外ダクト線量管理区域のこちらのコメント回答、もう一つが、施設共通説明書の飛散物による損傷防護に関する、こちらのコメント回答というふうになっております。
0:00:39	それぞれ、前者と後者ですね、Ⅱパートに分けて一旦ご説明させていただき、その後質疑をいただいて、ホワイトボードを確認させていただいて、
0:00:49	その次の飛散物の損傷後に関わるものについてご説明させていただき負担パートに分けて、進めさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。
0:01:01	あ、岩崎です。そのような説明、説明の仕方をお願いします。
0:01:06	ありがとうございます。
0:01:10	中国電力の原です。それでは、資料の提出資料の確認をさせていただきます。
0:01:16	放射線管理施設のコメント回答の資料として五つ提出させていただいております。
0:01:22	一つ目、N-S2-他、
0:01:25	-049 回 01。
0:01:28	二つ目。
0:01:29	N-S2-添 1-05702。
0:01:34	三つ目。
0:01:35	N-S2-添 1-057 回、02 括弧日。
0:01:41	四つ目、N-Sに-補-01006、
0:01:47	ちょっとね、
0:01:48	NS2-添 4-002-03 回 02。
0:01:55	になりますと続いて、産物による、その消防についての提出資料は四つありまして、一つ目。
0:02:03	NS2-他-122、
0:02:08	二つ目N-S2-添 1-

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:12	037 回 01。
0:02:14	三つ目、N-S2-添 1 やはり分。
0:02:19	037 回、01、括弧日。
0:02:22	四つ目、NS2-ホ-008。
0:02:26	はい。08。
0:02:29	以上になります。資料おそろいでしょうか。
0:02:35	早崎ですはい。そろっております。
0:02:39	はい、ありがとうございます。それでは、放射線管理施設のコメント回答についてご説明させていただきます。
0:02:46	一つ目の回答整理表の、
0:02:50	3 ページ目をお願いします。
0:02:55	No.19 のコメントにつきまして、コメント内容は、坂式空気浄化装置の説明を図中に、
0:03:03	記載することとなります。
0:03:06	こちら、三つ目の、
0:03:08	先行プラントとの比較表。
0:03:10	の 8 ページ目をお願いします。
0:03:16	図の 3-2 について、乾式空気浄化装置の場所がわかるように、
0:03:22	と吹き出しにて、名称を記載しております。また、補足説明資料の、
0:03:28	通しページ 22 ページにも同じ図がありますので、そちらの図も同様に修正しております。
0:03:34	No.19 については以上となります。戻りまして、一つ目の回答整理表の、
0:03:41	No.20 になります。
0:03:43	とコメント内容は、
0:03:45	最も社平均に近い線源配管以外の配管について中心からの距離の記載があるが、
0:03:53	表面からの距離がわかるように追記して説明することとなります。
0:03:58	回答としまして、
0:04:00	最も遮へい器に近い線源配管以外の配管については、線源表面からの距離であることがわかるように適正化しております。
0:04:10	四つめの補足説明資料の通しの 40 ページをお願いします。
0:04:18	黄色ハッチング箇所を修正しておりますが、遮へい計算モデルでは、上の上に記載の一つ目のポツに記載の、
0:04:26	汚染源配管と遮へい器内側の表面の距離を設定しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:32	最も近いものでも車、計算モデルで設定したものより十分遠く、その他の線源配管も同様ですので、
0:04:40	線源配管中心からの距離ではなく、表面からの距離のみを記載することで、今回記載を修正しております。
0:04:48	No.20 については以上となります。
0:04:51	戻りまして、
0:04:53	ナンバー21 のコメント内容につきましては、
0:04:57	各系統の放射、
0:04:59	放射能濃度の計算に使用する除染係数の数値がわかるように、
0:05:04	に追記して説明することとなります。
0:05:07	回答としまして、除染係数の数値はすべて中でしたので、
0:05:12	記載を追加追記しております。
0:05:15	と、
0:05:16	箇所については、
0:05:19	補足説明資料の通し 41 ページと 43 ページに、
0:05:24	なります。
0:05:26	前回ヒアリングでの指摘事項に対する回答は以上となります。
0:05:31	続いて、適正化箇所についてご説明します。
0:05:35	サイトウ整理表の 4 ページ目をお願いします。
0:05:40	前回提出時の適正化リストで、資料番号とメジャーを、名称が間違っておりましたので、赤字に行って、修正しております。
0:05:51	続いて 5 ページ目をお願いします。
0:05:55	No.14 と 15 につきまして、中央制御室のチェンジングエリアで使用する照明について、工藤が滝氏の発言事象の水平展開のため、
0:06:06	付し見直しましたので、写真と仕様を変更しております。
0:06:11	こちらについては、非常用照明に関する説明書にて、4 月 7 日のヒアリング時にご説明しており、そちらの内容をこちらの資料へも反映したこともになります。
0:06:22	76 の内容については、誤記修正となります。
0:06:27	こちらからの説明は以上となります。
0:06:37	規制庁イワサキで再説明ありがとうございました。
0:06:43	ちょっと指摘に対する回答のところじゃないんですけど、
0:06:48	うん。
0:06:59	可搬、関係する時間でしょうね、説明の、
0:07:03	説明書の 4 ページの方の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:06	中央制御室のチェンジングエリア
0:07:09	のう。
0:07:12	可搬式空気浄化装置って、
0:07:20	これわあ、
0:07:23	こっち。
0:07:25	なんていうか、
0:07:27	汚染した場所に、
0:07:30	ここな言い方ないですか
0:07:33	5 ページの方の、
0:07:35	緊対所って脱税エリアの中に可搬式空気浄化装置入ってるじゃないすか、これってその外側、この伊達医療でも何でもないこって、
0:07:47	これって、汚染されてる場所なんですか、それともここまだ綺麗な場所。
0:07:54	中国電力の原です。衛藤。
0:07:56	調整技師津川につきましては、衛藤。
0:08:00	中央制御室前の通路にチェンジングエリアを設置するのですが、こちら、
0:08:06	加圧されてるエリアでないの
0:08:10	チェンジングエリアを加圧する目的で、空気管式の空気浄化装置を用いて、各エリアに空気を浄化した。
0:08:19	空気で、送風しています。
0:08:23	以上になります。
0:08:37	あ、規制庁江崎です。
0:08:39	コバヤシちょっと基本的なところで申し訳ないですけども、
0:08:42	陳情のエリアの設置するタイミングって、
0:08:54	もあれですよ。
0:08:59	事故時のその汚染される前に何かそういう兆候が見られたら、チェーン人事イノウエっていつそのタイミング的にいつ設置するものなんでしたっけすみませんちょっと教えていただきます。
0:09:13	中国電力の原です。衛藤。
0:09:16	四つ目の資料の補足説明資料の 6 ページ目をお願いします。
0:09:24	こちらに、
0:09:26	表で記載しておりますが、手順着手の判断基準というところで原子力災害対策特別措置法の十条第 1 項と中央上以降に該当する。
0:09:37	事象が発生した際に、衛藤中央青果チェンジングエリアを設置。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:42	する判断をして、衛藤チェンジグエリアの設置制を、そこからスタートさせるというものになります。以上です。
0:10:14	議長八杉です。
0:10:15	神野エリアを設置するタイミングって中央制御室のソウダってもう不正されてるんですがまだ
0:10:22	そこ、タイミング的にはまだ押せるはされてないんですかね。
0:10:28	中部電力の原です。設置するタイミングでは、まだ放出等はない状況ですので、調整技術の外側も汚染はされていない。
0:10:40	状況になります。以上です。
0:10:49	きちつとよろしくそうそうそうですよねわかりましたすみませんありがとうございます。
0:10:57	中国電力の南です。すいません。先ほどのところの空気浄化装置なんですけど、金他2のチェンジグエリアと中央の。
0:11:07	全然エリアに置くので、少し意味合いが異なっておりまして、先ほど説明させていただいた通り緊対のほうはもともと、李制圧エリアにありまして、
0:11:17	ここはですねさらに自主的に念のためにですね、下市販の空気清浄機と同様な感じで、その空気を吸って、フィルターで吸着して、綺麗な空気をまたそこに出すと。
0:11:29	こういうことでもう本当に自主的な設備として、緊急時対策所の方の可搬型空気清浄機は使用するというところにしておりまして、中央制御室の方はですね、金。
0:11:41	中央制御室から若干空気の漏れはあると思うんですが、基本的には正圧になっていないエリアというところで、この可搬型空気清浄機を通して、の中のフィルターを通して綺麗になった空気を、
0:11:55	このチェンジグエリアの中に入れるということで、中川を綺麗な空気に加圧するという観点でこちらは使用しておりますので、そういう意味で少し置き場所がですね、
0:12:07	いずれ汚点されるところに置いてあるように見えるんですけどこれは空気を送る機構でありましてあくまでナカノフィルターは、を通った後は、
0:12:17	綺麗になった空気が、人事のエリアの中に送られるというような構成にしているというようなものになります。以上です。
0:12:40	規制庁岩崎ですわかりましたありがとうございます。ちなみに、
0:12:45	中央制御室のそのチェンジグエリアって、
0:12:50	基本的に、正圧化される。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:53	ので、問題ないんだと思うんですけど何か、ある程度なんていうか、気密性がある。なんかその、
0:13:03	もので作るんです。
0:13:09	中国電力の原です。衛藤。
0:13:12	補足説明資料の 16 ページをお願いします。
0:13:21	所制御室のチェンジングエリアについては、パネルで区画したようなものになるんですけど、こちら、
0:13:28	加圧して、衛藤。
0:13:31	中央制御室の中に汚染が行かないような空気の流れを作りまして、外側に出ていく、空気の流れを作って、
0:13:39	るといところで、
0:13:42	瀬、
0:13:43	可搬式の空気浄化装置を設置しております。以上です。
0:13:54	聞いてイワサキさあ、そうです。だから写真。
0:14:00	を見る限りは、
0:14:06	その
0:14:07	秘密性というかその制圧化をするのでその綺麗なところを保つので、
0:14:16	何ていうか、
0:14:19	割と
0:14:22	実
0:14:23	デー性みたいなのは、あんまりないって言い方がいいのかわかんないんですけど、基本的にその風景を置く。
0:14:29	ベシシア使おうと思ったので、
0:14:32	直つようにしているってことですよ。何で機密はあんまりないんですかね。
0:14:41	中国電力の羽田です。はい、ご認識の通りでございまして、機密性は、
0:14:47	あまりないといところで、逆に空気を外に送り出すってところで監視空気浄化装置で送付しております。以上です。
0:15:01	は、きちっとイワサキヤスわかりました、すみませんありがとうございます。
0:15:27	規制庁岩崎です。あともう 1 点照明の
0:15:35	4.5 時間から 8 時間で、
0:15:40	これの妥当性って
0:15:45	所、
0:15:46	照明の方の説明書でいただきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:52	中国電力の原です。当先日のヒアリング時に、非常用照明に関する説明書の方で、こちらの仕様変更についてはご説明させていただいております。
0:16:03	以上です。
0:16:06	規制庁イワサキごめんなさい。てかあれですね長くなっているのも多動性もともあれもないですねすいません。失礼しました。
0:16:15	あと何かある。
0:16:32	きちっとイワサキです。それでは
0:16:37	放射線管理施設の方は
0:16:41	ポイント以上となります。
0:16:43	特に残るコメントはないという認識でよろしいですかね。
0:16:50	中部電力の原です。はい、ご認識の通りでございます。
0:16:54	以上です。
0:17:07	規制庁岩崎です。それでは
0:17:09	続いて飛散物の方に、
0:17:13	ずっとご説明お願いします。
0:17:19	中国電力の山根です。
0:17:21	続きまして、飛散物による損傷防護に対するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:17:28	N-Sにオカ、
0:17:29	122 をご覧ください。
0:17:34	まず、ナンバー1 のJapp4613 とSRP3 ポツ 6 ポツ 2 が、評価部位で適用する規格を変えているようにも読めるため、
0:17:45	どちらも考慮していることがわかるよう記載を検討することに対する回答としまして、
0:17:50	原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲及びボトムドレンライン運用、
0:17:56	あ、失礼しました、ボトムドレンライン、運用変更範囲のそれぞれに対して、
0:18:01	条約 4613 とSRP3 ポツ 6 ポツ 2 の両方の規格で評価を実施していることがわかるように記載を見直しております。
0:18:09	資料への修正箇所は、
0:18:13	資料への反映箇所は、NS2-添 1-037 階 01、括弧費の 7 ページをご覧ください。
0:18:29	3 ポツ 1 ポツ 1 の黄色塗り箇所が該当となります。また、8 ページ、10 ページについても同様に修正を実施しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:39	次に、回答整理表ナンバー2の、
0:18:42	RCPB拡大範囲と、もともとドレンライン変更範囲について、系統図で示すよう検討すること、こちらに対する回答としまして、
0:18:52	補足説明資料1ポツ、配管破損防護対策について、2、新たに項目を追加し、RCPB拡大範囲及びボトムドレンライン運用変更範囲の位置を示した系統図を追加しております。
0:19:06	資料への反映箇所につきましては、
0:19:08	N-Sに一補-008回08の、当時30ページをご覧ください。
0:19:23	30ページから32ページにかけて、5ポツを新たに追加しまして、原子炉冷却材圧カバウンダリ拡大範囲等、もともとドレンライン変更範囲、
0:19:32	運用変更範囲を示す系統図を追加しております。
0:19:37	回答整理表に戻っていただきまして、次にナンバー3の、
0:19:42	Hパックの万一という記載について、他の工藤保木のように調速装置があるのであれば、その旨の記載を検討すること。
0:19:51	また、適用規格についても記載を検討すること。
0:19:54	こちらに対する回答としまして、
0:19:56	Hパックポンプの調速装置及び適用規格、
0:20:00	の記載について、他の工藤保木の記載と同様に、
0:20:04	整合するように記載を修正しております。
0:20:07	資料への反映箇所につきましては、N-S2-添1-037回01、括弧日の13ページをご覧ください。
0:20:21	(3)の3段落目の黄色塗り箇所が該当箇所となります。
0:20:26	また、補足説明資料のうち、3ポツ、ディーゼル駆動機及びタービン駆動補機の評価対象並びに加速度トリップ設定値について、
0:20:36	こちらにつきましても適用規格の記載を、Hパックポンプの適用規格の記載を追加しております。
0:20:43	資料への反映箇所につきましては、N-S2-補-00808の通し52ページをご覧ください。
0:20:57	こちらの表2-2。
0:20:59	の中に、他の沖と同様に規格の記載を追加しております。
0:21:05	回答整理表に戻っていただきまして、
0:21:08	次にナンバー4の、
0:21:10	ガスタービン工藤沖には、非常調速装置の機能確認として、オーバースピード状態にして確認するとあるが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:17	他の機器は記載がない理由を説明すること、こちらに対する回答としまして、
0:21:22	他の駆動機について、非常調速装置の作動、
0:21:26	確認を、について確認した結果、
0:21:29	ディーゼル駆動付近につきましては、模擬信号の入力による医療調速装置の作動確認を実施しており、
0:21:35	蒸気タービン駆動補機については、ガスタービン駆動機と同様に、オーバースピード状態による作動確認を実施していることから、
0:21:43	非常調速装置の作動確認について、記載を追加しております。
0:21:50	治療への反映箇所につきましては、N-S2-添 1-037 回 01 括弧日の 12 ページと 13 ページをご覧ください。
0:22:02	12 ページの(2)の 5 段落目と 13 ページの(3)の 5 段落目の黄色塗り箇所が該当となります。
0:22:11	また、記載の追加に伴って、先行他社との相違理由も追加しております。
0:22:18	回答整理表に戻っていただきまして、次にナンバー5 の、
0:22:23	3 ポツ 2 ポツ 3 のうち、
0:22:25	γ 並びに等の表現について検討すること。
0:22:29	こちらに対する回答としまして、
0:22:31	こちらの文章の接続詞がカンマ並びにと並びに、重複した接続詞となっておりますので、
0:22:39	前段の間並びにカンマのみに修正しました。
0:22:44	資料への反映箇所は、
0:22:47	N-SにiPhone. 1-037 回 01 括弧日の 15 ページが該当となります。
0:22:58	回答整理表に戻っていただきまして、次にナンバー6 の、
0:23:04	愛撫ホイップレストレイント等の要否について検討すること。
0:23:10	こちらに対する回答としまして、島根 2 号機では、配管破損による動的影響に十分耐える設備として、
0:23:18	パイプホイップレストレイントのみを設置していることから、
0:23:21	等の記載は削除する、削除しております。
0:23:26	資料への反映箇所は、N-S2-添 1-03701(イ)の 9 ページをご覧ください。
0:23:37	(3)cポツの等を削除し、
0:23:41	その削除によりまして、先行他社との相違理由を追加しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:48	またこちらの頭の削除につきまして、N-Sに-補-008 回 08 の通し 16 ページについても、同様の記載がございましたので、そちらについても修正しております。
0:24:04	回答整理表に戻っていただきまして、
0:24:07	次にナンバー7 のパイプホイップレストレイントについて、どのような配管変位を考慮しているか、わかるように説明すること。
0:24:15	こちらに対する回答としまして、
0:24:18	補足説明資料のうち、1 ポツ、配管破損防護対策について、
0:24:23	の 2 個。
0:24:25	2 ポツの方に、パイプホイップレストレイントの設計上の考慮について記載を追加しております。
0:24:31	資料への反映箇所は、N-S2-報-008 回 08 の通し 12 ページをご覧ください。
0:24:47	2 ポツのパイプホイップレストレイントはから始まる文章を追加しております。
0:24:55	回答整理表に戻っていただきまして、
0:24:58	次にナンバー8 の、
0:25:00	非常用调速装置がない設備が一つの機器程度であれば、設備名を備考等に記載。
0:25:09	それを検討すること。
0:25:11	こちらに対する回答としまして、ディーゼル駆動機のうち、非常调速装置がない設備は、大量送水車のみとなりますので、その旨がわかるように、備考欄に記載を追加しております。
0:25:22	資料への反映箇所は、N-S2-添 1-037 階 01 括弧日の 12 ページをご覧ください。
0:25:35	備考欄の上から二つ目の相違理由に、大量送水車の記載を追加しております。
0:25:41	回答整理表に戻っていただきまして、
0:25:44	次にナンバー9 の、
0:25:46	表 4-1 について、
0:25:48	バーの意味を注記で説明すること。
0:25:52	こちらに対する回答としまして、補足説明資料のうち、1 ポツ配管破損防護対策についての表 4-1 に、
0:25:59	バーの意味について、
0:26:01	注記を追加しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	治療への反映箇所は、NS2－ホ－00808 の当時 17 ページをご覧ください。
0:26:19	はい。表 4－1 の一番右の欄の、
0:26:23	ところに注記を追加しまして、バーの説明を表の
0:26:28	下段に追加しております。
0:26:32	はい、回答整理表に戻っていただきまして、最後にNo.10、
0:26:37	の、パー三つについて説明書側と、
0:26:41	丹表記の統一を検討すること。
0:26:44	こちらに対する回答としまして、ガスタービン発電機の要目表の単位に 合わせまして、PAR三つに統一しております。
0:26:53	資料への反映箇所につきましては、N－S2－添 1－03701(イ)の 14 ペ ージをご覧ください。
0:27:03	前回提出時は単位をrpmと記載していた箇所について、%minに修正 しております。
0:27:12	ご指摘事項に対する回答は以上となります。
0:27:15	続きまして、
0:27:18	前回提出時から記載の適正化を実施した箇所がありますので、
0:27:22	そちらについて説明させていただきます。
0:27:26	N－SにiPhoneほか－12 の 5 ページ目をご覧ください。
0:27:34	No.11、No.12 について、誤記修正を行っております。
0:27:40	該当箇所につきましては、No.11 は、NS2－ホ－008 回 08 の当時 12 ペ ージ。
0:27:49	No.12 につきましては、同資料の 40 ページから 48 ページが該当となっ ております。
0:27:59	記載適正化箇所のご説明は以上となります。当社からの説明は以上と なります。
0:28:13	あ、規制庁岩崎です。ありがとうございました。
0:28:17	へえ。
0:28:18	藤。
0:28:21	ちょっとごめんなさい。前はもしかしたら聞いたかもしれないんですけ ど、大量送水車で、
0:28:30	非上場則装置がないのって、何ででしたっけ。
0:28:50	中国電力の山根です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:52	大量送水車につきましては一般産業品となってましてそのメーカーの標準設計として、その非常調速装置というものは、どう設置することにはしておらず、
0:29:04	万一何か調速装置の作動をせずに、
0:29:08	異常な回転が生じた場合は、手動により停止するというふうなことになっております。
0:29:15	以上です。
0:29:30	規制庁岩崎です。わかりましたけどもう、
0:29:34	ああ、なるほど。
0:29:37	ふうん。
0:29:45	非常用調速装置がある機器。
0:29:48	ウワー。
0:29:49	てどうで、
0:29:51	止めれないんですしたっけ。
0:29:54	手動で止めれないから非常用調速装置が、
0:29:58	あるね。
0:29:59	ということなんでしたっけ。すいませんちょっと基本的なところではないですけど。
0:30:21	中国電力の山根です。少々お待ちください。
0:31:01	中国電力のヤマネですお待たせいたしました。非常調速装置がない設備。
0:31:08	非常食装置がある設備が、程度で止めれるかどうかというところなんですけれども、こちらもメーカーの標準設計の方で異なっていると思ってまして。
0:31:19	基本的に非常調速装置自体が
0:31:22	調速装置が壊れた場合の、
0:31:26	トリップ手段といいますか。
0:31:28	というものですので、
0:31:31	この非常食即装置が作動しないっていうのは、
0:31:35	そこまではおそらく想定はしないものだと、ちょっと標準設計としてですけども、
0:31:42	と思っておりまして、程度で止めれるようにしている設備もあれば、そこまでは考えてない設備もあるというような、ちょっと曖昧な回答になってしまうんですけども、
0:31:52	そのような考えだと思っております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:57	規制庁イワサキさんわかりました
0:32:00	んと、ディーゼル駆動設備っていうのは、基本的に、
0:32:05	調速装置は、基本的に大体のものに
0:32:10	ついてるとか全部調速装置は全部ついてて、
0:32:15	従属措置が駄目なときに非常調速措置がある機器と内規があって、
0:32:23	非常調速装置がない機器は、
0:32:26	大量送水車、
0:32:29	大量小数太平洋送水車には調速装置はついてるんですか。
0:32:38	中国電力の山根です。はい。ご認識の通り調速装置はついてます。調速装置は、ディーゼル駆動補機やタービン駆動大きいガスタービン駆動機もすべてのポンプに、
0:32:50	ついているものでして、一定の流量で、その制御するというのは温風の設計としては、まず、必要な設計となっておりますので調速装置は絶対に、
0:33:02	設置されるもので、その後の調速装置が作動しない場合の設計というのは、
0:33:10	基本的には非常調速装置をつけることになると思うんですけども、ない場合は何らかの程度で、停止できる等の措置は講じるというふうにはなっております。以上です。
0:33:49	あ、規制庁イワサキさわかりましたありがとうございます。
0:34:45	規制庁岩崎です。江藤通議員にですねパイプ
0:34:50	夫婦インプレストレイン等、
0:34:54	ところで補足の、12 ページなんですけど、
0:35:11	これもう水ヤスちょっと基本的な話なんだと思うんですけど、
0:35:21	今の図のある、その上のが破損想定位置になっていて、その下の部分、
0:35:30	どう、
0:35:31	こんぱいポイプレストレイントで固定して、
0:35:38	るん。
0:35:40	すご。
0:35:44	これは何か発想した時に
0:35:49	何て言うんですか。
0:35:52	水圧かなんかで管が暴れるのを防ぐ目的なんですけど、この場合プリントのその管の変形を拘束するためっていうのは、
0:36:02	どういうことなのかちょっと教えてもらってもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	中国電力の高野です。ご認識の通りでして、配管が破断した時に暴れることを防ぐと。
0:36:18	具体的にはですね破損想定位置のところ、
0:36:24	破損が起きた場合に、
0:36:27	文章中間軸方向の変形と書いてますけれどもそこからですね流体が噴出しますので、
0:36:36	間の軸方向図で言うところの右方向にですね
0:36:43	パンが動くということを想定していますそれを変形と呼んでおりまして、右方向に動くのを拘束するために、第1曲げ部、まず実際にパイプレストレイントをつけているところに設置していると。
0:36:59	いうところの設計思想になります。以上です。
0:37:21	聞いてイワサキです。
0:37:25	家を固定する目的わあ、その暴れたときに、他のところにぶつからないように、
0:37:33	ていう。
0:37:34	ことですかね。
0:37:38	中国電力の高水ご認識の通りです。以上です。
0:38:18	規制庁ヤスクリスわかりましたありがとうございます。一井波に、この
0:38:24	Vレストレイント
0:38:30	割と、何ていうか
0:38:34	破損がその可能性のある位置にしか、
0:38:40	1で下があるやつにしかつけてないんです結構もう大量についてるからパイプレストレインとって、
0:38:58	中国電力の鷹野です。基本的にはですね配管の破損が想定されそうな位置に設置しているということになります。以上です。
0:40:14	貴重良すぎす少々お待ちください。
0:41:17	規制庁岩崎です指摘の4番ノー。
0:41:24	オーバースピード状態にしてか、既上場措置の確認。
0:41:31	して、
0:41:32	ディーゼル駆動機と蒸気タービン駆動おっきい。
0:41:37	こちらの、
0:41:38	そのほかの機器って費用調装置の各起動確認って、
0:41:44	どうやってやってるんでしょうか。それともあれですディーゼル。
0:41:48	工藤保木と協議タービン駆動おっきい。
0:41:51	以外は非常調速装置ってついてないんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	中国電力の山根です。ディーゼル駆動補機等、蒸気タービン駆動方式等、ガスタービン口説き以外の沖でいえば電動駆動機、
0:42:10	電動モーターで動くポンプ等がございますが、そちらの方には非常調速装置はございませんので、
0:42:17	あくまで電源のシャットダウンで、
0:42:20	提示するというような設計となっておりますので、
0:42:23	こちらの非常調速装置というのは、ディーゼル駆動アオキと、
0:42:27	×%タービン駆動機と蒸気タービン駆動放棄に限定した記載となっております。
0:42:33	以上です。
0:43:39	規制庁矢崎です。
0:44:01	そう。
0:44:04	電動発起って非常用調速装置が、
0:44:11	なくて
0:44:15	もうシャットダウンすれば止まりますよってというのは何か。
0:44:21	当たり前というか、
0:44:28	んなことなんで特に遠藤保木。
0:44:31	非常用調速装置、電動機 2 基冗長装置がないよ。ないですよってというのは、
0:44:39	どっかに書いてあるんでしょう。
0:44:44	中国電力の山根です。比較表のですね、N-S2-添 1-037 回 01 括弧日野。
0:44:55	11 ページをご覧くださいただけたらと思います。
0:45:04	そちらの 3 ポツに高速回転機器の損壊による飛散物という記載のところでは評価方針や評価内容というのを 3 ポツ 2 で、
0:45:15	記載しているんですけども、オーバースピードに起因する損壊防止対策が必要なものについては、
0:45:23	消毒装置及び非常調速装置等を設けることにより損壊防止対策が十分実施されるというふうにごで評価方針として挙げておきまして、
0:45:32	連動号機につきましてはその下の 3 ポツ 2 ポツに評価内容(1)連動補記というところで、
0:45:40	前回のヒアリングで説明させていただいたところですけども、当然納期はオーバースピードにはならないと。
0:45:47	ということですので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:49	こちら、あと設計上オーバースピードに起因する損壊については考慮する必要はないというふうに整理しておりますので、非常調速装置等は設置しないというふうに整理しております。
0:46:02	以上です。
0:46:06	規制庁イワサキです。すいませんそれは、今、ごめんなさい言われて思い出しましたソウダの前回そうですねなんか周波数と負荷の関係なんかいっぱい聞いたことを今ちょっと思い出しました。すみませんありがとうございます。そうでしたねすいませんありがとうございました。
0:47:07	規制庁岩崎です。じゃあ、ほかにはもうないんですかね。
0:47:18	こちらからの質問は以上となりますが何か追加で、
0:47:23	ご説明等ありますか。
0:47:29	中国電力の山根です。こちらから追加のご説明等は特にございません。以上です。
0:47:35	はいありがとうございます久松の、特段指摘に残るようなものはないと認識しています。
0:47:44	そういう認識でよろしかったですね。
0:47:47	中国電力の山根です。はい、ご認識の通りでございます。以上です。
0:48:01	はい。ありがとうございますそれでは本日のヒアリング終了したいと思います。本日ちょっと開始遅れてしまって申し訳ないです。申し訳ございませんでした。
0:48:11	はい、ありがとうございました。
0:48:15	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。